第1 総 括

1 管内の概況

(1) 管内の状況

当管内は、平成17年3月28日に蟹田町、平舘村、三厩村が合併し外ヶ浜町に、平成17年4月1日に青森市と浪岡町が合併し青森市となり、現在1市3町1村で構成されている。

当地域は、県の中央部に位置し、青森市を挟んで北東部に平内町、北西部の津軽半島に蓬田村、外ヶ浜町、今別町と連なり、陸奥湾、津軽海峡に面し、八甲田連峰を望む自然環境に恵まれている。

気候は、概して冷涼で、夏は短く冬は寒さが厳しい、全国でも有数の豪雪地帯である。 面積は1,478.11km²であり、県全体(9,645.62km²)の15.3%を占めている。

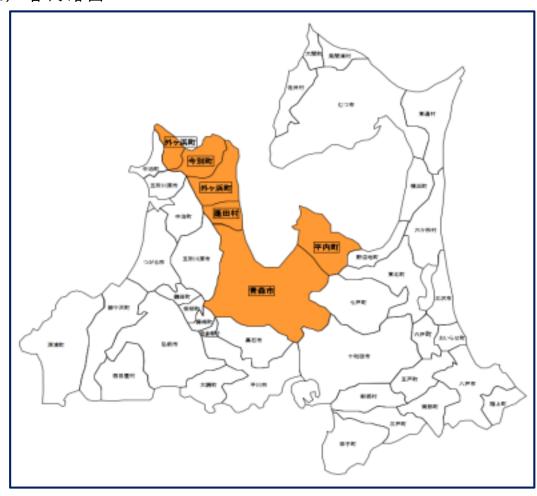
管内人口は、令和3年10月1日現在(県推計人口)291,862人で、県全体(1,221,305人)の23.9%を占め、管内の人口比率をみると青森市(271,982人)が全体の93.2%を占めている。

また、管内では少子高齢化が進行しており、年齢別でみると、65 歳以上の老年人口割合は、今別町が56.0%で県内市町村の中で最も高く、外ヶ浜町が52.1%、蓬田村が44.1%、平内町が42.2%、青森市が32.8%となっている。

東津軽郡の老年人口割合は46.6%で、県全体の34.4%を12ポイント余り上回っている。

なお、青森市は平成18年10月1日から中核市に移行しており、保健総室及び福祉総室の業務は 一部を除き青森市に移譲されている。

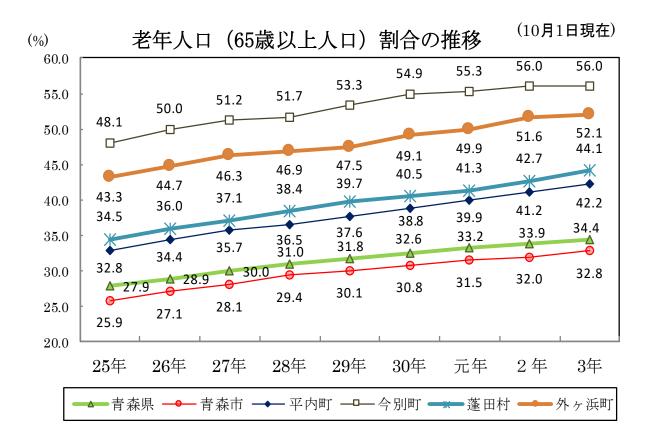
(2) 管内略図



(3) 管内面積、人口、老年人口(65歳以上)及び老年人口割合

			総 面 積 (km²) (※1)	人 口 (人) (※2)	老年人口 (人)(※2)	老年人口割合 (%) (%2)
県	合	計	9, 645. 62	1, 221, 305	413, 894	34. 4
管内	計(青森市	•東郡)	1, 478. 11	291, 862	94, 427	33.8
東	津 軽 君	計	653. 50	19, 880	9, 259	46.6
【市	町村別					
青	森	市	824.61	271, 982	85, 168	32.8
平	内	町	217. 09	9, 885	4, 165	42. 2
今	別	町	125. 27	2, 266	1, 269	56. 0
蓬	田	村	80. 84	2, 511	1, 108	44. 1
外	ケ浜	町	230. 30	5, 218	2, 717	52. 1

- (※1) 総面積: 令和3年10月1日現在の全国都道府県市町村別面積調(国土交通省国土地理院)
- (※2) 人口・老年人口・老年人口割合: 令和3年10月1日現在推計人口 (青森県企画政策部) 老年人口割合は 65歳以上人口/(人口総数一年齢不詳)



2 沿 革

【保健総室】

昭和12年10月 青森保健所として設立認可される。 (旧保健所法 (昭12.4.5)) 13年3月1日 青森市浦町女子師範付属校校庭に概算1万円にて庁舎完成 13年6月1日 技師2名(うち1名所長)、技手1名、指導員3名、主事補1名、保健婦 3名の職員を置いて開所。一般住民の健康相談、患家の家庭訪問、共同炊 事の指導を主として実施した。管轄1市23町村 19年10月1日 青森簡易保険健康相談所を併合し、青森中央保健所となる。庁舎を青森市 博労町に移転し業務を継続。旧浦町の庁舎は保健婦養成所となる。 20年7月28日 戦災のため庁舎全焼 庁舎消失後、蓮華寺、市公会堂(一部は藤崎町へ分散、火傷患者の治療に 当たる)、県立診療所、県民会館(浅虫)、県衛生課等を転々と移転 21年11月24日 県衛生課に寄寓中、火災にあい再び全焼。青森市医師会館、県世話課等移転 青森県立図書館の内部を改造してようやく本来の業務を再開 22年9月1日 同年、警察行政であった衛生関係事務が保健所に移管 23年1月1日 新保健所法施行(昭22.9.5) 同年新法により青森保健所と改称 23年11月30日 青森市長島2、元新町小学校敷地に新庁舎を建築移転する。 木造トタン葺2階建、建坪112坪(延193坪)、総工費263万円 24年7月1日 青森優生結婚相談所を併設 26年1月20日 保健所処務規程により4課制(総務課、衛生課、予防課、普及課)となる。 26年12月 県立病院建設に伴い、敷地の関係により市内浦町字野脇54に庁舎を新築竣工 木造トタン葺 2 階建モルタル途、建坪 162 坪(延 250 坪)、総工費 600 万円 27年1月20日 新庁舎に移転 27年4月1日 保健所処務規程により4課10係制となる。 青森優生結婚相談所を青森優生保護相談所に改称 27年5月27日 27年9月 青森県立精神衛生相談所を併設 28年5月1日 青森肢体不自由児療育相談所を併設 29年5月1日 保健所処務規程の改正により次長を置き、5係制(庶務係、医薬係、環境 衛生係、予防係、保健係)となる。 29年6月8日 併設の肢体不自由児療育相談所を青森身体障害児療育相談所に改称 33年8月6日 保健所処務規程の改正により4係制(総務係、環境衛生係、予防係、保健 係)となる。 34年3月31日 併設の性病診療所を廃止 37年4月1日 保健婦係新設 38年8月10日 行政組織規則の改正により係制が廃止され5課制(総務課、環境衛生課、 保健課、予防課、保健婦課)となる。 43年3月25日 青森市大字造道字沢田 25 の1に青森県保健衛生センター庁舎(青森保健 所、青森県血液センター、青森県衛生研究所の合同庁舎) が新築され、同 年4月1日移転、業務を開始 青森県保健衛生センター

> 鉄筋コンクリート 3 階建、建物本館 2,523.73 ㎡ (764.78 坪) 付属舎 313.88 ㎡ (95.11 坪) 、総工事費 1 億 3,748 万円

敷地面積 8,995.96 m² (2,726.05 坪)

なお、付属舎は昭和48年3月犬舎増築、昭和49年1月倉庫新築の結果436.40 m² (132.24 坪) となる。

昭和46年4月1日 次長格付が課長級となる。

47年4月1日 行政組織規則の改正により4課制(総務課、環境衛生課、保健予防課、保健帰課)となる。

53年4月1日 衛生指導監の職制新設

59年1月27日 青森市大字岩渡字熊沢250に青森地区動物焼却所(45.40 m²)が新築される。

63年7月1日 青森県立精神衛生相談所を青森県立精神保健相談所に改称

平成 2年4月1日 青森県公害調査事務所及び青森県衛生研究所が独立(青森県環境保健センター)し、当庁舎は青森保健所のみとなる。

4年4月1日 行政組織規則の改正により保健婦課を健康増進課に改称

6年10月31日 併設の青森県立精神保健相談所を廃止

8年9月25日 併設の青森優生保護相談所を廃止

9年4月1日 行政組織規則の改正により次長2人制及び5課制(総務課、環境衛生課、 保健予防課、健康増進課、試験検査課)となる。

総務課に新たに企画調整、支援の職員が配置される。

11年4月1日 健康づくり推進監の職制新設

12年4月1日 行政組織規則の改正により試験検査課が青森保健所に集約となる。

青森県環境保健センターに環境管理部が新設され、保健所業務のうち廃棄 物関係及び環境保全関係業務が移管されるとともに当庁舎に入居となる。

14年4月1日 行政組織規則の改正により、保健所、福祉事務所、児童相談所を統合して 「東地方健康福祉こどもセンター」が新設され、保健部となる。

次長が1人制となり、健康づくり推進監の職制廃止

環境衛生課が生活衛生課に改称され、4課制(保健予防課、生活衛生課、 健康増進課、試験検査課)となる。

総務課は福祉事務所及び児童相談所の総務課と統合され、企画部門も加えて総務企画室として保健部と同じ庁舎に配置される。

16年4月1日 次長2人制となる。(1名は保健予防課長兼務)

17年4月1日 併設の青森身体障害児療育相談所を廃止

18年4月1日 青森県動物愛護センターが設置され、狂犬病予防対策、動物愛護・管理関係業務が移管される。

老人精神保健福祉相談日を廃止

次長1人制となる。

18年10月1日 青森市の中核市移行に伴う青森市保健所の新設により、主として東津軽郡 を所管する「東地方保健所」に改称となる。

19年4月1日 行政組織規則の改正により、東地方健康福祉こどもセンターの業務を「東青地域県民局地域健康福祉部」に移管し、東地方健康福祉こどもセンターは廃止となる。

保健医長を廃止

保健予防課が指導予防課に改称され、4課制(指導予防課、生活衛生課、健康増進課、試験検査課)となる。 総務企画室を企画調整室に改称 平成20年4月1日 行政組織規則の改正により、企画調整室の業務を保健総室及び福祉総室に 移管し、企画調整室は廃止となる。

青森市造道3丁目25-1から青森市第二問屋町4丁目11-6 (旧工業総 24年3月5日 合研究所) に移転

> 東地方保健所新庁舎(鉄筋コンクリート2階建) 敷地面積 1,037,37m²、延べ床面積 1,577,20m² 平成24年12月車庫を新築する。(69.60 m²)

25年4月1日 地域主権改革に伴い、薬局開設許可等に係る事務権限を青森市へ移譲 26年4月1日 歯科口腔保健の推進に関する法律の規定による「青森県口腔保健支援セン ター」を開設。県内全域を対象として、歯科医療等業務に従事する者等に 対する情報の提供、研修の実施その他の支援を行うこととなる。これに伴 い、非常勤特別職として歯科衛生士が配置される。

「青森県口腔保健支援センター」が県健康福祉部がん・生活習慣病対策課 令和 3年4月1日 内へ移転。

【福祉総室】 昭和26年10月1日 県条例第62号により東津軽社会福祉事務所として発足 2課制 (庶務、福祉) 、職員数28名、管轄区域 東津軽郡21カ町村 28年11月1日 母子相談員の配置 出先機関の統廃合により東地方福祉事務所となる。職員数20名 29年5月1日 29年8月 青森市長島1の1から青森石江字江渡5の1に移転 30年2月1日 嘱託医の配置 市町村合併により8カ町村を管轄 31年1月 31年6月 青森石江字江渡5の1から青森市長島177の3に移転 後潟村と青森市が合併し、7か町村の管轄となる。 31年9月 32年3月 野内村と青森市が合併し、平内町、蟹田町、今別町、蓬田村、平舘村、三 厩村の6か町村の管轄となる。 青森市長島 177 の3から青森市新町 59 番地に移転 35年10月 精神薄弱者福祉司の配置 37年4月1日 39年4月1日 庶務課、保護課、福祉課の3課制となる。職員数22名 40年 青森市新町59番地から青森市長島28の68に移転 身体障害者福祉司が配置され、精神薄弱者福祉司の兼務となる。 41年4月1日 42年4月1日 児童福祉指導員の配置 家庭児童相談室の開設。家庭相談員2名配置される。 43年6月1日 44年4月1日 総務課、保護課の2課制となる。職員数24名 44年 青森市長島28の68から青森市新町2の4の15に移転 新福祉事務所構想によるモデル事務所となる。総務課、福祉第一課、福祉 48年4月1日 第二課の3課制をとり、心理判定員が配置される。職員数33名 厚生省の実験福祉事務所に指定される。 青森市新町2の4の15から青森市新町2の4の36(県社会福祉会館1 50年8月27日

- 5 -

階) に移転

次長を配置

53年4月1日 モデル事務所の呼称を用いず、新福祉事務所となる。

52年4月1日

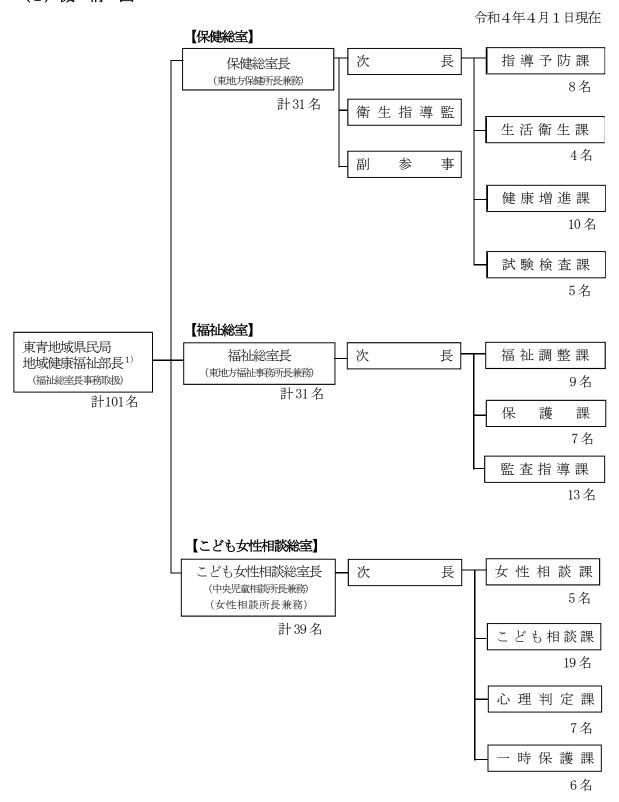
平成 5年4月1日 総務課、福祉調整課、福祉推進課の3課制となり、社会福祉専門監が配置 される。 10年1月31日 青森市新町2丁目4-36から青森市本町2丁目1-16へ移転 12年7月8日 青森市本町2丁目1-16から青森市新町2丁目4-30(県庁舎北棟3階) へ移転 14年4月1日 健康福祉こどもセンター福祉部となり、福祉調整課、福祉推進課の2課制 となる。 社会福祉専門監を廃止 監査指導監を配置 婦人相談員1名を配置し、県内8か所の「配偶者暴力相談支援センター」 の1機関としての業務を行う。 15年4月1日 福祉推進課が生活保護単法制となる。 母子相談員を母子自立支援員に改称 16年4月1日 福祉推進課を保護課に改称 18年10月1日 青森市の中核市移行に伴い児童福祉に関する事務、社会福祉法に基づく法 人等の指導監査事務、身体障害者の福祉に関する事務(身体障害者手帳交 付等)、母子及び寡婦の福祉に関する事務(母子寡婦福祉資金貸付等)を 青森市へ移譲 19年4月1日 東青地域県民局地域健康福祉部福祉総室となる。(2課体制には変更なし) 身体障害者手帳の交付に関すること及び愛護手帳の交付に関することを障 21年4月1日 害者相談センターへ業務移管 監査指導監を廃止 地域主権改革に伴い、介護サービス事業者及び障害福祉サービス事業者の 24年4月1日 監査権限を青森市へ移譲 25年4月1日 組織改正(業務集約化)により、各県民局が所管していた児童扶養手当、 特別児童扶養手当等の各種手当及び社会福祉法人等の監査に関する業務を 集約。福祉調整課の人員増、監査指導課の新設等が行われる。 25年7月1日 医療扶助相談・指導員(非常勤)を配置 26年9月1日 生活保護受給者就労支援相談員(非常勤)を配置 29年4月1日 母子自立支援員を母子・父子自立支援員に改称 青森県型地域共生社会担当を配置 30年4月1日

【こども女性相	談総室】
昭和23年4月	中央児童相談所を本庁児童課内に、一時保護所を青森学園(教護院、
	当時青森市石江)に置く。
24年3月	中央児童相談所を新築移転(青森市新町)
27年5月	児童福祉法第27条第1項の措置権を児童相談所長に委任
29年4月	中央児童相談所を移転(青森市寺町)
34年4月1日	次長制が採られる。
35年12月	中央児童相談所を新築移転(青森市松森)
44年4月1日	一時保護の集中管理実施
47年4月1日	次長制を廃止し、総務係、業務係の2係制となる。
55年4月1日	庶務課、業務課、一時保護課の3課制となる。
平成 元年	青森福祉庁舎建設工事着工される。

平成 3年	年10月1日	中央児童相談所を新築移転(青森市石江→青森福祉庁舎)
	平11月1日	家庭支援電話相談事業電話相談員(非常勤)が配置される。
	丰 4月1日	次長制(兼務)が採られる。
9年	丰 4月1日	中央児童相談所むつ支所が県むつ合同庁舎内に開設される。
1 0年	丰 4月1日	庶務課を総務課に改称
1 1年	平11月1日	虐待ホットライン事業電話相談員(非常勤)が配置される。
1 2年	年4月1日	中央児童相談所は総務課、業務課、心理判定課、一時保護課の4課制と
		なる。
1 3年	年6月1日	家庭支援電話相談事業電話相談員(非常勤)が廃止される。
1 4年	年4月1日	健康福祉こどもセンターこども相談部となり、こども相談第一課、こども
		相談第二課、心理判定課、一時保護課の4課制となる。
		むつ支所が、むつ児童相談所に格上げとなる。
1 6年	年4月1日	次長制が廃止となる。
18年	年4月1日	精神科医師(常勤)が配置される。
1 9年	年4月1日	東青地域県民局地域健康福祉部こども相談総室となり、次長制が採られる。
		こども相談第一課、こども相談第二課を廃止し、こども相談課を新設。
2 1年	丰 4月1日	精神科医師(常勤)が廃止され、つくしが丘病院の精神科医師が併任となる。
2 9年	丰 4月1日	弁護士(非常勤)が配置される。
令和 2年	丰 4月1日	虐待ホットライン事業電話相談員(非常勤)が女性相談所に所管換えと
		なる。
令和 3年	年4月1日	東青地域県民局地域健康福祉部こども女性相談総室となり、女性相談課を
		新設。
(女性相談	淡所関係)	
昭和32年	7月1日	青森県婦人相談所設置条例(県条例第25号)により、婦人相談所を青森県
昭和32年	7月1日	青森県婦人相談所設置条例(県条例第25号)により、婦人相談所を青森県 庁内に設置
	12月1日	
		庁内に設置
32年		庁内に設置 青森市大字石江の現在地にあった旧青森学園 (大正 12 年建築) の庁舎に移
32年	12月1日	庁内に設置 青森市大字石江の現在地にあった旧青森学園 (大正 12 年建築) の庁舎に移 転、一時保護所 (定員 20 名) を開設
32年34年	12月1日	庁内に設置 青森市大字石江の現在地にあった旧青森学園 (大正 12 年建築) の庁舎に移 転、一時保護所 (定員 20 名) を開設 青森県立青森婦人寮設置規則 (県規則第 29 号) により、婦人相談所と同一
32年34年	12月1日 4月1日	庁内に設置 青森市大字石江の現在地にあった旧青森学園 (大正 12 年建築) の庁舎に移 転、一時保護所 (定員 20 名) を開設 青森県立青森婦人寮設置規則 (県規則第 29 号) により、婦人相談所と同一 敷地内に県立青森婦人寮 (定員 30 名) を設置 青森県婦人相談所設置条例廃止、青森県行政組織規則 (県規則第 18 号) に より、婦人相談所及び県立青森婦人寮の所掌事務等規定
32年 34年 36年	12月1日 4月1日	庁内に設置 青森市大字石江の現在地にあった旧青森学園 (大正 12 年建築) の庁舎に移 転、一時保護所 (定員 20 名) を開設 青森県立青森婦人寮設置規則 (県規則第 29 号) により、婦人相談所と同一 敷地内に県立青森婦人寮 (定員 30 名) を設置 青森県婦人相談所設置条例廃止、青森県行政組織規則 (県規則第 18 号) に
32年 34年 36年 39年	12月1日 4月1日 2月1日	庁内に設置 青森市大字石江の現在地にあった旧青森学園 (大正 12 年建築) の庁舎に移 転、一時保護所 (定員 20 名) を開設 青森県立青森婦人寮設置規則 (県規則第 29 号) により、婦人相談所と同一 敷地内に県立青森婦人寮 (定員 30 名) を設置 青森県婦人相談所設置条例廃止、青森県行政組織規則 (県規則第 18 号) に より、婦人相談所及び県立青森婦人寮の所掌事務等規定 青森県婦人保護施設条例 (県条例第 36 号) 制定 青森県婦人保護施設条例を廃止し、青森県立青森婦人寮を廃止
32年 34年 36年 39年	12月1日 4月1日 2月1日 4月1日 4月1日	庁内に設置 青森市大字石江の現在地にあった旧青森学園 (大正 12 年建築) の庁舎に移 転、一時保護所 (定員 20 名) を開設 青森県立青森婦人寮設置規則 (県規則第 29 号) により、婦人相談所と同一 敷地内に県立青森婦人寮 (定員 30 名) を設置 青森県婦人相談所設置条例廃止、青森県行政組織規則 (県規則第 18 号) に より、婦人相談所及び県立青森婦人寮の所掌事務等規定 青森県婦人保護施設条例 (県条例第 36 号) 制定
32年 34年 36年 39年 63年 平成2年	12月1日 4月1日 2月1日 4月1日 4月1日	庁内に設置 青森市大字石江の現在地にあった旧青森学園 (大正 12 年建築) の庁舎に移 転、一時保護所 (定員 20 名) を開設 青森県立青森婦人寮設置規則 (県規則第 29 号) により、婦人相談所と同一 敷地内に県立青森婦人寮 (定員 30 名) を設置 青森県婦人相談所設置条例廃止、青森県行政組織規則 (県規則第 18 号) に より、婦人相談所及び県立青森婦人寮の所掌事務等規定 青森県婦人保護施設条例 (県条例第 36 号) 制定 青森県婦人保護施設条例を廃止し、青森県立青森婦人寮を廃止 庁舎改築のため、青森市大字石江字江渡 97 の 1 にある母子福祉センター
32年 34年 36年 39年 63年 平成2年 3年	12月1日 4月1日 2月1日 4月1日 4月1日 5月1日	庁内に設置 青森市大字石江の現在地にあった旧青森学園 (大正 12 年建築) の庁舎に移 転、一時保護所 (定員 20 名) を開設 青森県立青森婦人寮設置規則 (県規則第 29 号) により、婦人相談所と同一 敷地内に県立青森婦人寮 (定員 30 名) を設置 青森県婦人相談所設置条例廃止、青森県行政組織規則 (県規則第 18 号) に より、婦人相談所及び県立青森婦人寮の所掌事務等規定 青森県婦人保護施設条例 (県条例第 36 号) 制定 青森県婦人保護施設条例を廃止し、青森県立青森婦人寮を廃止 庁舎改築のため、青森市大字石江字江渡 97 の 1 にある母子福祉センター 「白百合荘」内の仮庁舎に移転
32年 34年 36年 39年 63年 平成2年 3年 3年 8年	12月1日 4月1日 2月1日 4月1日 4月1日 5月1日	庁内に設置 青森市大字石江の現在地にあった旧青森学園 (大正 12 年建築) の庁舎に移 転、一時保護所 (定員 20 名) を開設 青森県立青森婦人寮設置規則 (県規則第 29 号) により、婦人相談所と同一 敷地内に県立青森婦人寮 (定員 30 名) を設置 青森県婦人相談所設置条例廃止、青森県行政組織規則 (県規則第 18 号) に より、婦人相談所及び県立青森婦人寮の所掌事務等規定 青森県婦人保護施設条例 (県条例第 36 号) 制定 青森県婦人保護施設条例を廃止し、青森県立青森婦人寮を廃止 庁舎改築のため、青森市大字石江字江渡 97 の 1 にある母子福祉センター 「白百合荘」内の仮庁舎に移転 庁舎完成のため母子福祉センター内の仮庁舎から現在地へ移転
32年 34年 36年 39年 63年 平成2年 3年 3年 8年	12月1日 4月1日 2月1日 4月1日 4月1日 5月1日 10月1日 4月1日	庁内に設置 青森市大字石江の現在地にあった旧青森学園 (大正 12 年建築) の庁舎に移転、一時保護所 (定員 20 名) を開設 青森県立青森婦人寮設置規則 (県規則第 29 号) により、婦人相談所と同一敷地内に県立青森婦人寮 (定員 30 名) を設置 青森県婦人相談所設置条例廃止、青森県行政組織規則 (県規則第 18 号) により、婦人相談所及び県立青森婦人寮の所掌事務等規定 青森県婦人保護施設条例 (県条例第 36 号) 制定 青森県婦人保護施設条例を廃止し、青森県立青森婦人寮を廃止 庁舎改築のため、青森市大字石江字江渡 97 の 1 にある母子福祉センター 「白百合荘」内の仮庁舎に移転 庁舎完成のため母子福祉センター内の仮庁舎から現在地へ移転 青森県女性相談所へ名称変更 (県訓令乙第 171 号)
32年 34年 36年 39年 63年 平成2年 3年 3年 8年	12月1日 4月1日 2月1日 4月1日 4月1日 5月1日 10月1日 4月1日	庁内に設置 青森市大字石江の現在地にあった旧青森学園 (大正 12 年建築) の庁舎に移 転、一時保護所 (定員 20 名) を開設 青森県立青森婦人寮設置規則 (県規則第 29 号) により、婦人相談所と同一 敷地内に県立青森婦人寮 (定員 30 名) を設置 青森県婦人相談所設置条例廃止、青森県行政組織規則 (県規則第 18 号) に より、婦人相談所及び県立青森婦人寮の所掌事務等規定 青森県婦人保護施設条例 (県条例第 36 号) 制定 青森県婦人保護施設条例を廃止し、青森県立青森婦人寮を廃止 庁舎改築のため、青森市大字石江字江渡 97 の 1 にある母子福祉センター 「白百合荘」内の仮庁舎に移転 庁舎完成のため母子福祉センター内の仮庁舎から現在地へ移転 青森県女性相談所へ名称変更 (県訓令乙第 171 号) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づき配偶者
32年 34年 36年 39年 63年 平成2年 3年 3年 14年	12月1日 4月1日 2月1日 4月1日 4月1日 5月1日 10月1日 4月1日	庁内に設置 青森市大字石江の現在地にあった旧青森学園 (大正12年建築) の庁舎に移 転、一時保護所 (定員20名)を開設 青森県立青森婦人寮設置規則 (県規則第29号) により、婦人相談所と同一 敷地内に県立青森婦人寮 (定員30名)を設置 青森県婦人相談所設置条例廃止、青森県行政組織規則 (県規則第18号) に より、婦人相談所及び県立青森婦人寮の所掌事務等規定 青森県婦人保護施設条例 (県条例第36号) 制定 青森県婦人保護施設条例を廃止し、青森県立青森婦人寮を廃止 庁舎改築のため、青森市大字石江字江渡97の1にある母子福祉センター 「白百合荘」内の仮庁舎に移転 庁舎完成のため母子福祉センター内の仮庁舎から現在地へ移転 青森県女性相談所へ名称変更 (県訓令乙第171号) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づき配偶者 暴力相談支援センターの業務を開始
32年 34年 36年 39年 63年 平成2年 3年 3年 14年	12月1日 4月1日 2月1日 4月1日 4月1日 10月1日 4月1日 4月1日	庁内に設置 青森市大字石江の現在地にあった旧青森学園 (大正12年建築) の庁舎に移 転、一時保護所 (定員20名) を開設 青森県立青森婦人寮設置規則 (県規則第29号) により、婦人相談所と同一 敷地内に県立青森婦人寮 (定員30名) を設置 青森県婦人相談所設置条例廃止、青森県行政組織規則 (県規則第18号) に より、婦人相談所及び県立青森婦人寮の所掌事務等規定 青森県婦人保護施設条例 (県条例第36号) 制定 青森県婦人保護施設条例を廃止し、青森県立青森婦人寮を廃止 庁舎改築のため、青森市大字石江字江渡97の1にある母子福祉センター 「白百合荘」内の仮庁舎に移転 庁舎完成のため母子福祉センター内の仮庁舎から現在地へ移転 青森県女性相談所へ名称変更 (県訓令乙第171号) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づき配偶者 暴力相談支援センターの業務を開始 DVホットライン (通報電話) を開設

3 機構図と分掌事務

(1)機構図



- 注1) 部長は福祉総室長事務取扱であり、福祉総室の職員数に算入。
 - 2) 人員は、地域健康福祉部内の正職員数。

(2) 分掌事務

【保健総室】

指導予防課

- 1. 地域健康福祉部内の庶務に関すること
- 2. 保健、医療、公衆衛生に関する思想の普及及び向上に関すること
- 3. 保健、医療、公衆衛生に関する情報の収集、整理及び活用に関すること
- 4. 衛生教育に関すること
- 5. 地域保健に関する調査及び研究に関すること
- 6. 病院、診療所、助産所、歯科技工所、衛生検査所及び施術所に関すること
- 7. 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、歯科衛生士、診療放射線 技師、診療エックス線技師、歯科技工士、臨床検査技師、衛生検査技師、理学療法士、作 業療法士、視能訓練士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養 士及び調理師に関すること
- 8. 死体解剖保存に関すること
- 9. 薬局及び医薬品販売業に関すること
- 10. 毒物及び劇物に関すること
- 11. 麻薬、向精神薬、大麻、あへん及び覚せい剤に関すること
- 12. 医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器及び再生医療等製品に関すること
- 13. 青森県保健医療計画に関すること
- 14. 青森地域保健医療推進協議会及び青森地域災害医療対策協議会に関すること

生活衛生課

- 1. 食品衛生に関すること
- 2. 化製場に関すること
- 3. 理容師及び美容師に関すること
- 4. クリーニング業に関すること
- 5. 旅館、公衆浴場及び興行場に関すること
- 6. 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関すること
- 7. 水道に関すること
- 8. 飲料水の改善に関すること
- 9. 建築物衛生に関すること
- 10. 温泉に関すること
- 11. レジオネラ症発生防止対策に関すること
- 12. 住宅宿泊事業に関すること
- 13. 有害物質を含有する家庭用品の規制に関すること
- 14. 墓地及び埋葬に関すること

健康増進課

- 1. 健康づくり推進事業に関すること
- 2. 精神保健及び精神障害者福祉に関すること
- 3. 難病対策に関すること

- 4. 母子保健の推進に関すること
- 5. 栄養改善に関すること
- 6. 保健・医療・福祉包括ケアシステムの推進に関すること
- 7. 介護予防に関すること
- 8. 市町村の地域保健対策に関する調整及び必要な支援に関すること
- 9. 人材育成に関すること(看護学生実習・地域保健関係者研修・保健師の知の伝承等)
- 10. 結核、エイズ対策に関すること
- 11. 予防接種に関すること

試験検査課

1. 衛生上の試験検査に関すること

感染症担当

1. 感染症対策に関すること(結核・エイズ対策を除く)

【福祉総室】

福祉調整課

- 1. 児童扶養手当、特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当及び福祉手当に関すること
- 2. 母子・寡婦・父子福祉に関すること
- 3. 要保護女子、配偶者暴力相談支援に関すること
- 4. 防災、災害救助等の連絡調整に関すること
- 5. 「青森県型地域健康福祉部共生社会」の推進に関すること

保護課

1. 生活保護に関すること

監査指導課

1. 社会福祉法人及び社会福祉施設の指導監査等に関すること

【こども女性相談総室】

こども相談課

- 1. 児童の養護、障害、非行、育成等に係る相談、調査、指導及び措置に関すること
- 2. 児童虐待の防止等に関すること
- 3. 市町村の児童家庭相談の支援に関すること
- 4. 障害児入所給付費の支給に関すること

心理判定課

1. 要保護児童に関する心理学的・医学的判定に関すること

一時保護課

1. 要保護児童の一時保護に関すること

女性相談課

- 1. 要保護女性やDV被害者等からの相談、調査、指導・援助等に関すること
- 2. 女性保護に係る啓発・広報に関すること

(3)総室別・職種別職員数

(令和4年4月1日現在)

(令和4年4月1日現代)															
	医	歯	獣	薬	保	管	臨	農	応	保	_	心	福	運	
		科				理	床	業	用		般	理		転	合
		医	医	剤	健	栄	床検査技	科	科	育	事	判		技	
	4		4	4	4	養	技				務	定		能	計
	師	師	師	師	師	士	師	学	学	士	伤	員	祉	員	
部長(福祉総室長)1)											(1)				
保健総室 計	1	1	4	5	6	1	2	1	1	_	8	_	_	1	31
参事(総室長)	1														1
次長											1				1
衛生指導監			1												1
副参事		1													1
総括主幹 2)			1(1)	2(2)											3
課長					1										1
主幹 3)			2	(1)				1			3				6
主査				1	2		1		1		3				8
主事											1				1
技師				2	2	1	1								6
専門員					1										1
技能技師														1	1
福祉総室 計	_	_	_	_	_	-	_			_	30	_	1	_	31
総室長											1				1
次長											1				1
総括主幹 2)											2(2)				2
総括主幹専門員											1				1
課長											1				1
主幹											10				10
主幹専門員											1				1
主査											5				5
主任専門員											1				1
主事	1										5		1		6
専門員											2		1		2
こども女性相談総室	_	_	_	_			_			1	15	7	16	_	39
総室長										1	13	•	10		1
次長	1										1				1
総括主幹 2)	-										3(3)				3
	-										3(3)	1			-
課長	-									1	4	1 2			7
主幹										1	4	2	0		
主査											3	4	3		6
主事				_	_						3	4	13		20
合 計	1	1	4	5	6	1	2	1	1	1	53	7	1	1	101

- 注1) 部長の() は福祉総室長事務取扱 2) 総括主幹の() は課長事務取扱(再掲) 3) 主幹の() は兼務。本務はあすなろ療育福祉センター

4 令和4年度運営方針

(1) 地域健康福祉部基本方針

広域的、専門的な拠点として設置された地域健康福祉部において、保健総室、福祉総室及びこども女性相談総室が相互に緊密に連携し、常に県民の視点に立って、市町村や関係機関・団体の理解と協力を得ながら各種施策を展開し、管内の保健、医療、公衆衛生、社会福祉、児童福祉の向上や要保護女性・DV被害者等の支援体制の充実を図る。

(2) 各総室の基本方針、重点目標及び具体的推進事項

【保健総室】

地域住民の健康の保持及び増進を目的とした施策を、急速な高齢化の進展、保健医療を取り 巻く環境の変化等に即応し、地域における公衆衛生の向上及び増進を図るとともに、地域住民 の多様化し、かつ、高度化する保健、医療、衛生、生活環境等に関する需要に的確に対応する ことができるように、地域の特性及び社会福祉等の関連施策との有機的な連携に配慮しつつ、 総合的に推進する。

ア 市町村保健福祉事業に対する支援の充実・強化

- ・市町村における各種計画の策定及び進行管理に対する支援
- ・市町村地域保健従事者等に対する支援の充実

イ感染症対策

- ・ 感染動向の把握
- ・感染症まん延防止対策の実施
- ・ 感染症予防知識の普及啓発
- ・感染症対策に関する体制整備

ウ 結核予防対策

- ・ 結核予防思想の普及啓発
- ・患者支援の徹底を図るために、地域DOTS(直接服薬確認療法)を推進する。

エ 医療提供体制の充実・強化

・医療施設等に対する監視の強化

オ 薬事衛生対策

- ・薬事監視の強化
- ・薬物乱用防止対策の強化

カ 食品衛生対策

- ・食品取扱施設に対する監視指導の強化
- ・食品衛生思想の普及啓発

キ 生活衛生対策

- ・生活衛生関係営業施設等に対する監視指導の強化
- ・レジネオラ症発生防止対策の推進

ク食中毒及び感染症対策

- ・食品の定期検査(流通食品・夏期・年末等収去検査)の実施
- ・検査業務の精度管理(内部・外部精度管理の実施)の徹底

ケ 健康づくり対策

- ・「健康あおもり21」・「健康青森地域21」の推進
- ・ 喫煙防止対策事業の推進
- ・肥満予防対策事業の推進

コ 精神保健福祉対策

- 精神障害者の地域生活支援の推進
- ・心の健康づくり対策における地域・職域との連携

サ 難病対策

・難病患者・家族への相談指導事業等の推進による支援の充実

シ母子保健対策

- ・母子保健ネットワーク事業の推進
- ・小児慢性特定疾病児童等の療養指導の推進

ス栄養改善対策

- ・特定給食施設に対する栄養管理指導の強化
- ・市町村栄養改善業務に対する支援

セ 歯科保健対策

・8020運動の普及啓発

ソ 保健・医療・福祉包括ケアシステムの推進

・市町村保健・医療・福祉包括ケアシステムの構築及び充実の支援

タ 地区衛生組織活動の推進

【福祉総室】

保健・医療・福祉に関するニーズが複雑多様化かつ増大する中で、当該ニーズに的確に対応 し、地域住民の福祉の安定・向上を図るため、福祉各法に基づく業務の適正実施に努める。

また、平成25年度から、児童扶養手当等の各種手当に係る業務及び県内全域の社会福祉法人・施設等に対する監査業務が当総室に集約されたことから、そのメリットを活かした効果的・効率的な支援等を行い、福祉の充実及び向上を図る。

ア 児童扶養手当等各種手当業務の適正実施

- ・市町村における適正な事務執行のための助言指導
- ・手当認定審査の適時適正な事務処理の推進と処理手順の標準化
- 各種手当等債権の収入未済の解消促進

イ 母子父子寡婦福祉制度等の適正執行

- ・自立促進に係る各種情報の提供
- ・関係機関との適切な連携
- ・母子父子寡婦福祉資金の償還率の向上

ウ 生活保護業務の適正実施

- ・計画的な訪問調査の実施
- ・申請に対する迅速な調査及び決定
- ・関係機関との連携によるニーズ把握と具体的支援の実施

エ 社会福祉法人・施設及び市町村法施行事務に係る指導監査等業務の効率的な推進

- ・自主点検表等による効果的・効率的な指導監査の実施
- ・改善を要する事項に係る迅速な是正・改善指導

オ 青森県型地域共生社会の実現の推進

・市町村との連携強化による保健・医療・福祉包括ケアシステムの充実に向けた取組推進

【こども女性相談総室】

児童のあらゆる権利の擁護と健やかな成長を保障するため、地域における関係機関、学校、 児童福祉施設等と連携して、迅速かつ適切な相談援助活動を展開し、管内児童の福祉の充実に 努める。

また、要保護女性の転落の未然防止と保護更生及び暴力被害女性の保護、支援を円滑に推進するため、関係機関と密接な連携して迅速かつ適切な相談や自立に向けた支援を行い、地域の中で健康で安心して生活できる環境づくりの推進に努める。

ア 要保護児童等に対する相談援助活動の強化

- ・被虐待児童の早期発見及び早期対応の推進
- ・要保護児童等に対する心理治療の充実
- ・要保護児童等の処遇に関する研修及び研究
- ・関係機関との連携強化及び役割の明確化

イ 市町村に対する支援の充実

・市町村における児童家庭相談への支援の充実

ウ 一時保護児童の処遇の向上

一時保護児童の学習指導の強化

エ 職員研修の充実

- ・職場研修の充実
- ・中央研修を含む各種研修会への積極的な派遣・自己研鑽

オ 債権の適正管理

- ・民生負担金 (児童措置費) の収入未済の解消促進
- ・ 滞納整理の組織的対応
- ・催告の迅速化

カ 要保護女性等やDV被害者等に対する支援の充実

- ・要保護女性の早期発見及び転落の未然防止のための支援の充実
- ・DV被害者等の保護及び自立に向けた支援の充実

5 令和4年度行事予定表

月	行 事 名	所管総室名
4月	・未成年者飲酒防止強調月間(1~30 日) ・児童福祉週間関連行事(17~5 月 11 日 青森福祉庁舎) ・生活衛生・食品衛生関係機関会議(26 日) ・食品表示適正化業務担当者研修会(28 日) ・市町村健康福祉関係主管課長会議(書面開催)	保健総室 こども女性相談総室 保健総室 保健総室 各総室
5月	・健康福祉部出先機関長会議(9 日) ・管内食生活改善推進員連絡協議会総会・研修会(中止) ・東青里親会役員会・総会(18 日) ・世界禁煙デー(31 日)	各総室 保健総室 こども女性相談総室 保健総室
6月	 ・禁煙週間(5月31日~6月6日) ・不正大麻けし撲滅運動(6月~9月) ・HIV 検査普及週間(1~7日) ・食育月間(1~30日) ・歯と口の健康週間(4~10日) ・ハンセン病を正しく理解する週間(17~23日) ・自殺対策地域ネットワーク連絡会(14日) ・第1回配偶者暴力相談支援センター実務者等連絡協議会(17日) ・親と子のよい歯のコンクール(中止) ・青森県立保健大学栄養学科学生実習(中止) ・青森県立保健大学看護学生実習(中止) ・東津軽郡民生委員・児童委員連絡協議会第1回理事会(書面開催) 	保健総室 保健総室 保健総室 保健総室 保健総室 保健総室 保健総室 保健総室
7月	・食品、添加物等の夏期一斉取締り(1~31 日) ・第1回児童相談所長会議(1 日) ・第1回東青地域生活支援広域調整会議(4 日) ・東北公衆衛生学会(22 日 山形県・オンライン同時) ・献血感謝の集い(26 日) ・青森中央学院大学看護学生実習(中止) ・東北女子大学栄養学科学生実習(中止) ・食品衛生月間街頭キャンペーン(中止)	保健総室 こども女性相談総室 保健総室 保健総室 保健総室 保健総室 保健総室 保健総室
8月	・食品衛生月間(1~31 日) ・全国児童相談所長会議・全国児童相談所長会総会(書面開催) ・食品衛生月間街頭キャンペーン(中止) ・東地方保健協力員連絡会研修会(中止)	保健総室 こども女性相談総室 保健総室 保健総室

月	行 事 名	所管総室名
9月	・食生活改善普及運動月間(1~30 日) ・健康増進普及月間(1~30 日) ・WHO 世界自殺予防デー(10 日) ・創立 70 周年記念青森県母子寡婦福祉大会及び東青地区母子寡婦福祉 習・交流会(10 日) ・赤十字奉仕団委員長及び事務担当者会議(21 日、オンライン開催) ・東北ブロック児童相談所児童心理司研究協議会(22 日)	保健総室 保健総室 保健総室 福祉総室 福祉総室 こども女性相談総室
	・結核予防週間(24~30 日) ・第1回地方福祉事務所長会議(書面開催)	保健総室 福祉総室
10月	日本公衆衛生学会総会(7~9日 山梨県)青森県災害対策本部健康福祉部図上訓練(中止 東地方保健所管内)	保健総室 保健総室
	・第2回配偶者暴力相談支援センター実務者等連絡協議会(20日)	こども女性相談総室
11月	・SIDS (乳幼児突然死症候群) 対策強化月間 (1~30 日) ・歯と口の健康づくり月間 (1~30 日) ・新任保健師研修 (16 日 東地方保健所) ・東北・北海道ブロック母子父子寡婦福祉事務担当者会議及び母子・父子自立支援員連絡会議並びに母子家庭等就業・自立センター職員セミナー (18 日、オンライン開催)	保健総室 保健総室 保健総室 福祉総室
	・地域保健関係者研修(30日 WEB) ・高齢者認知症支援研修会(期日未定) ・東北・北海道地区児童相談所業務研究協議会(書面開催) ・東北・北海道ブロック児童相談所長会議(書面開催)	保健総室 保健総室 こども女性相談総室 こども女性相談総室
12月	 ・世界エイズデー(1日) ・食品、添加物等の年末一斉取締り(1~28日) ・難病医療相談(7日、15日) ・新任保健師研修(12日 東地方保健所) ・第2回東青地域生活支援広域調整会議(22日) ・東津軽郡民生委員・児童委員連絡協議会第2回理事会(22日、オンライン開催) 	保健総室 保健総室 保健総室 保健総室 保健総室 福祉総室
1月	・生活保護法施行事務監査(18~20 日) ・給食施設栄養管理指導事業研修会(中止) ・第2回地方福祉事務所長会議(書面開催)	福祉総室 保健総室 福祉総室
2月	・新任保健師研修(27 日) ・青森地域保健医療推進協議会(書面開催) ・青森地域災害医療対策協議会(中止)	保健総室 保健総室 保健総室
3月	・青森ブロック精神科救急医療システム連絡調整委員会(1日) ・女性の健康週間(1~8日) ・第2回児童相談所長会議(3日) ・全国母子・父子自立支援員研修会(16日、オンライン開催) ・世界結核デー(24日)	保健総室 保健総室 こども女性相談総室 福祉総室 保健総室

6 令和4年度相談等日程表

保健総室(東地方保健所)

相談內容	相談実施日	担当医等
エイズ相談	原則として隔月第3月曜日	医師 (保健総室長)
女性健康相談	随時	健康増進課保健師等
骨髄バンク登録相談	随時	指導予防課担当者
精神保健福祉相談	奇数月	精神科医

[※] エイズ電話相談(専用電話 017-739-5425)